

三豊市就学前教育・保育総合計画
～子どものあゆみを支える～
(愛・夢・未来)

令和7年●月改訂
三豊市

目 次

第1章	はじめに.....	1
1	改訂の目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象	1
4	関連計画	2
5	策定の方法	3
第2章	近年の社会動向.....	5
1	少子化による子どもの人口の減少	5
2	認定こども園の普及	6
3	幼稚園児の減少と保育所・認定こども園児の増加	7
4	子ども・子育て支援制度の普及	8
5	幼稚園教育要領・保育指針等の現状	9
6	こども家庭庁の創設・こども大綱の制定	10
第3章	三豊市の現況.....	12
1	就学前児童の人口の推移と見込み	12
2	幼稚園・保育施設の児童数の状況	13
3	施設の立地状況	14
4	保育年齢、保育時間、通園・通所区域等の現況	18
5	施設の老朽化の状況	19
第4章	基本方針.....	20
1	子ども自身にとって最善の教育・保育を推進する	20
2	“ななつのたから”の理念を継承・発展させていく	21
3	0歳児から中学校までの学び・育ちをつなげる	22
4	『子育てするなら三豊が一番』を貫く	22
第5章	施設の規模と配置のあり方.....	23
1	適正と考えられる規模の想定	23
(1)	前提条件	23
(2)	適正と考えられる規模	25
2	配置のあり方	26
(1)	前提条件	26
(2)	配置のあり方	26

第6章 教育・保育の質の向上等の方策.....	28
1 地域ぐるみの施設運営の推進	28
(1) 前提条件	28
(2) 推進方策	28
2 特に配慮が必要な子どもへの支援の強化	29
(1) 前提条件	29
(2) 推進方策	29
3 子育て支援サービスの充実	31
(1) 前提条件	31
(2) 推進方策	31
4 食育の推進	32
(1) 前提条件	32
(2) 推進方策	32
第7章 人材の育成・確保の方策.....	33
1 計画的な職員の採用と育成	33
(1) 前提条件	33
(2) 推進方策	33
2 処遇改善の推進	34
(1) 前提条件	34
(2) 推進方策	34
3 公立・民間の協働による研修・研究の推進	35
(1) 前提条件	35
(2) 推進方策	35
参考資料.....	36

第 1 章 はじめに

1 改訂の目的

「三豊市就学前教育・保育総合計画～子どものあゆみ（愛・夢・未来）を支える～」は、本市で育つ子どもたちが、就学前の時期に、最善の教育・保育を受けられるよう、本市の就学前教育・保育の基本方針、施設の規模と配置のあり方、教育・保育の質の向上等の方策、及び人材の育成・確保の方策を定めるため、令和元年度に策定されました。

その後、令和 5 年 4 月にはこども家庭庁が発足し、「こども大綱」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の構築を目指した制度改正が進められる中、就学前教育・保育を取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況を踏まえ、本計画策定以後に実施した事業等について検証し、ソフト面・ハード面の両面から今後 5 年間における就学前教育・保育のあり方を改めて定めるために改訂を行いました。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間とし、令和 6（2024）年度に中間見直しを行いました。

3 計画の対象

本計画は、就学前教育・保育を対象とします。

就学前児童は、学齢により 0 歳児から 5 歳児に区分します。0 歳児は、その年度に満 1 歳に到達する児童で、同じく 5 歳児は、その年度に満 6 歳に到達し、翌年度に小学校に入学する児童です。

幼稚園、保育施設、認定こども園を就学前教育・保育施設と呼称し、本計画でその本市におけるあり方を検討します。

基本事項

幼稚園	3～5 歳児を 4 時間を標準として教育し、心身の発達を助長する教育施設。多くの施設で、保護者の希望により、教育標準時間の前後や長期休業期間中に保育を行う「預かり保育」を実施している。
保育施設	共働き家庭などの保育の必要な 0～5 歳児を受け入れ、教育・保育を行う施設。職員配置等の基準を満たす認可施設と満たさない認可外施設があり、認可施設は定員 20 人以上の認可保育所、5 人以上 19 人以下の小規模保育事業所等がある。事業所内保育施設も認可施設と認可外施設がある。本計画では、認可保育施設を「保育所等」と呼称し、認可外保育施設と区別する。
認定こども園	保育の必要性の有無にかかわらず、就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に提供する施設。

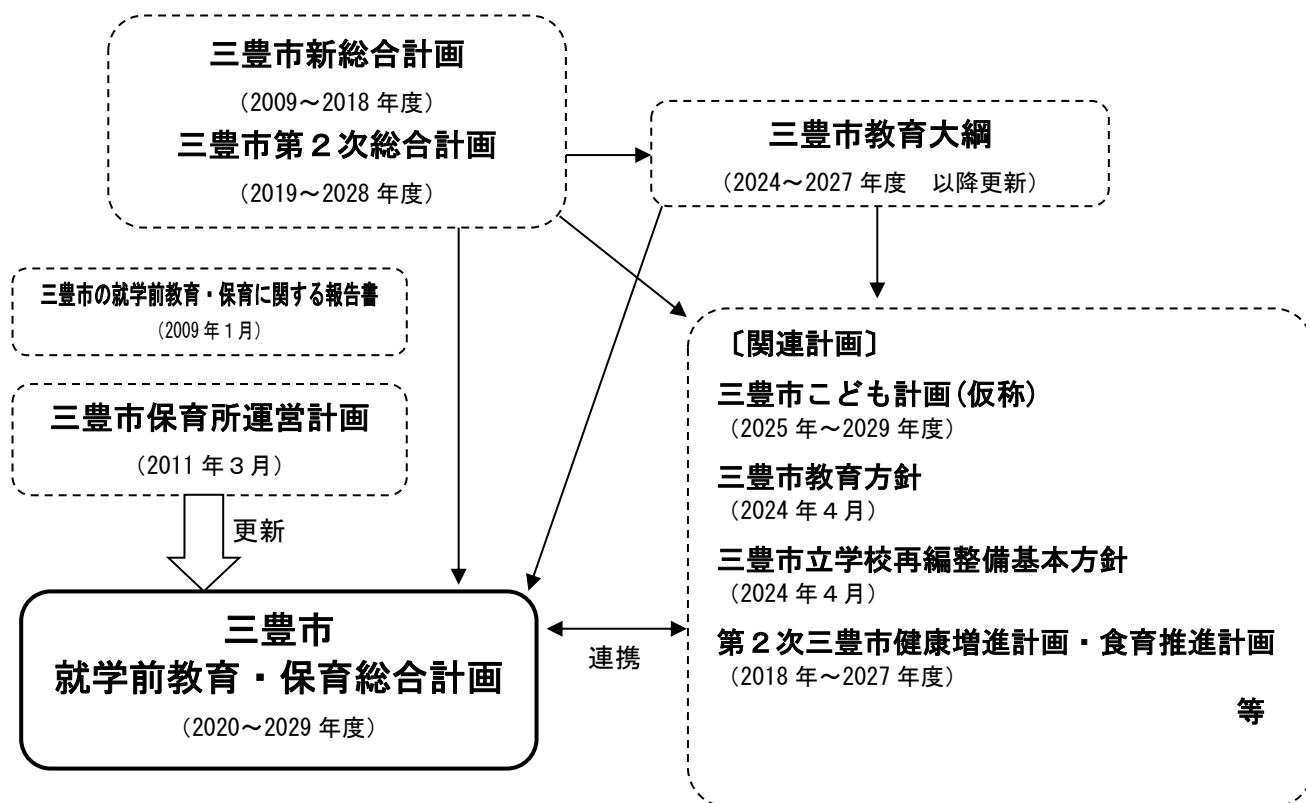
4 関連計画

「三豊市就学前教育・保育総合計画」は、市政の総合的な指針である「三豊市第2次総合計画」、教育行政の総合的な指針である「三豊市教育大綱」のもと、「三豊市子ども計画（仮称）」をはじめとする関連計画と整合を図りながら策定します。

就学前教育・保育のあり方については、本市では、平成20（2008）年6月に、三豊市就学前教育・保育検討委員会に「三豊市の就学前教育・保育及び子育て支援のあり方」、並びに「就学前の教育及び保育の振興」について諮問し、「三豊市の就学前教育・保育に関する報告書」のとりまとめを受け、平成23（2011）年3月には「三豊市保育所運営計画」を策定しています。

「三豊市就学前教育・保育総合計画」は、この「三豊市保育所運営計画」の後継計画としての性格も有します。

関連計画等の位置づけ



5 策定の方法

「三豊市就学前教育・保育検討委員会」を組織し、以下の日程で検討・協議を行いました。

検討委員会の経過

回	日時	議題・資料	意見の要旨
第1回	令和6年 5月31日 (金) 午後1時 30分～3時	〔議題〕 ・計画進捗報告等について ・就学前教育・保育施設の規模と配置のあり方について 〔資料〕 ・検討委員会について ・三豊市就学前教育・保育の現状について ・施設の規模と配置のあり方について	◇年度当初の待機児童は発生していないが年度途中の入所は難しい状況が続いている。子どもの数が減少しているが、途中入所ができないということがないように体制を整備してほしい。 ◇保育ニーズが高くなっており、幼稚園の入園者数は減少し、複式学級を編成している幼稚園もある。人数が少ない学級は一見手厚い保育のように見えるが、集団の中での育ちといった視点でみると難しい状況である。三豊市全体として就学前教育・保育施設がどの程度必要であるのかということを再検討したい。 ◇こども家庭庁が設置され、「こどもまんなか社会」が打ち出されたがその中身が重要。保育所、幼稚園、認定こども園の指針がそれぞれあるが、小学校就学前に望ましい10の姿はすべて同じである。また保育内容について、公立私立関係なく教育・保育を行っている。公私関係なく三豊市として目指すべき教育・保育を検討したい。
第2回	9月2日 (月) 午後1時 30分～3時	〔議題〕 ・第1回会議質疑回答 ・公立施設保護者アンケート結果報告及び課題検討 〔資料〕 ・公立施設保護者アンケート報告	◇適正規模について、3歳児が10人以上15人以内、4～5歳児が10人以上25人以内とすることは適切だと思う。 ◇アンケート結果から、保護者は集団的な教育・保育はして欲しいが一人一人の違いをしっかりとみて欲しいと考えている。3歳児15人以内、4～5歳児20人以内という規模は適切であると感じる。 ◇2歳児クラスから3歳児クラスへ進級すると集団の規模の違いから年度当初は子どもに負担がかかりやすい。3歳児の定員を20人から15人に引き下げるのは良い。 ◇地域によって子どもの人数に差がある。少ないところでは最善の教育・保育ができていないのか疑問があるし、多いところは一人一人をしっかりと見ることができているかという課題がある。職員の環境という観点でも、子どもの人数に対して保育士を何人配置するかといったところが保育の質に大きく関係してくるので検討してほしい。 ◇保護者のニーズが多様化している。集団での教育・保育をみて欲しいけれども一人一人も大切にみて欲しいと保護者は考えている。施設を統合した後、一定規模の集団で教育・保育を行っていくのであれば、保育士や支援員といった加配職員を配置していくことも必要になる。
第3回	10月28日 (月) 午後1時 30分～3時	〔議題〕 ・就学前教育・保育総合計画中間見直し〔骨子案〕について	◇第4章基本方針「1 子ども自身にとって最善の教育・保育を推進する」3行目の健全な親子関係の構築の内容に関して、関わる時間の長短ではなく、関わり方の質が重要。 ◇公立施設を統合すると校区ではない区域に通園・通所する可能性がある。小学校との連携について具体的に記載すべきである。 ◇公立幼保連携型こども園を7区域で整備する方向性は理解できる。子どもたちが生きやすい環境・場所を整備して欲しい。

回	日時	議題・資料	意見の要旨
第 4 回	12月26日 (木) 午前10時 ～12時	〔議題〕 ・就学前教育・保育総 合計画中間見直し 〔素案〕について ・パブリックコメン トについて	◇
第 5 回	令和7年 3月19日 (水) 午後1時～ 3時	〔議題〕 ・パブリックコメン ト実施結果について ・就学前教育・保育総 合計画中間見直し 〔最終案〕について	

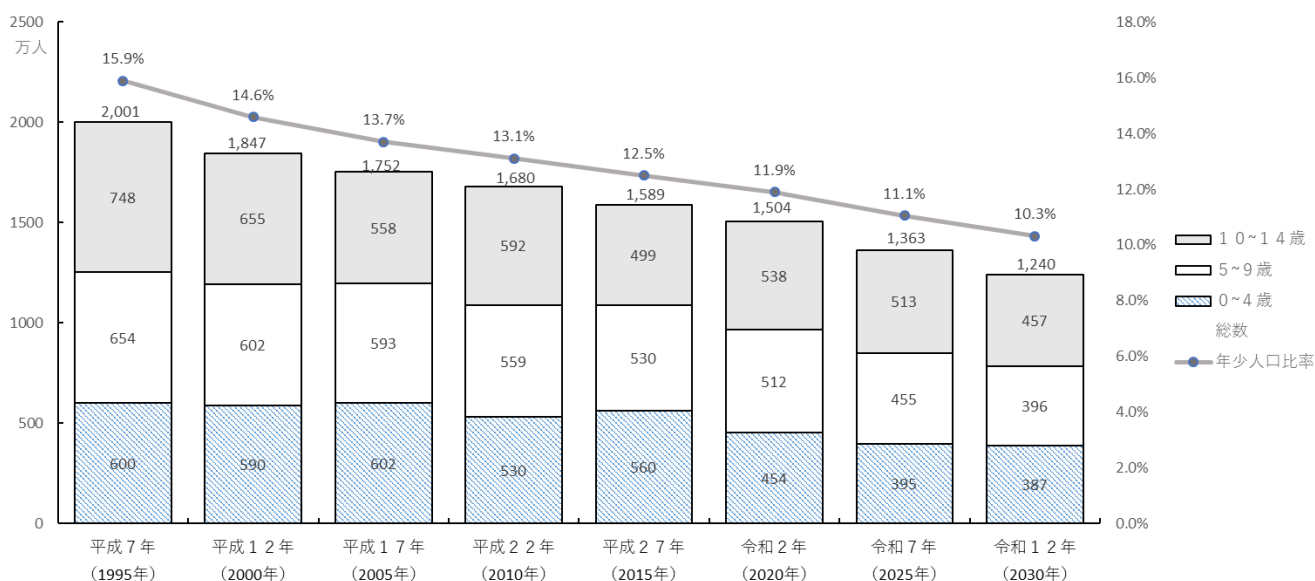
第2章 近年の社会動向

1 少子化による子どもの人口の減少

我が国では平成20（2008）年をピークに総人口が減少する時代に突入しており、少子高齢化が年々進んでいます。

直近の令和2（2020）年国勢調査によると、年少人口（0～14歳人口）は1,504万人と25年間で約500万人減少しており、このままの傾向が続くとすると、令和12（2030）年にはさらに200万人近くが減少するものと推計されています。

我が国の年少人口の推移と推計



資料：令和2年までは国勢調査。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の中位推計

2 認定こども園の普及

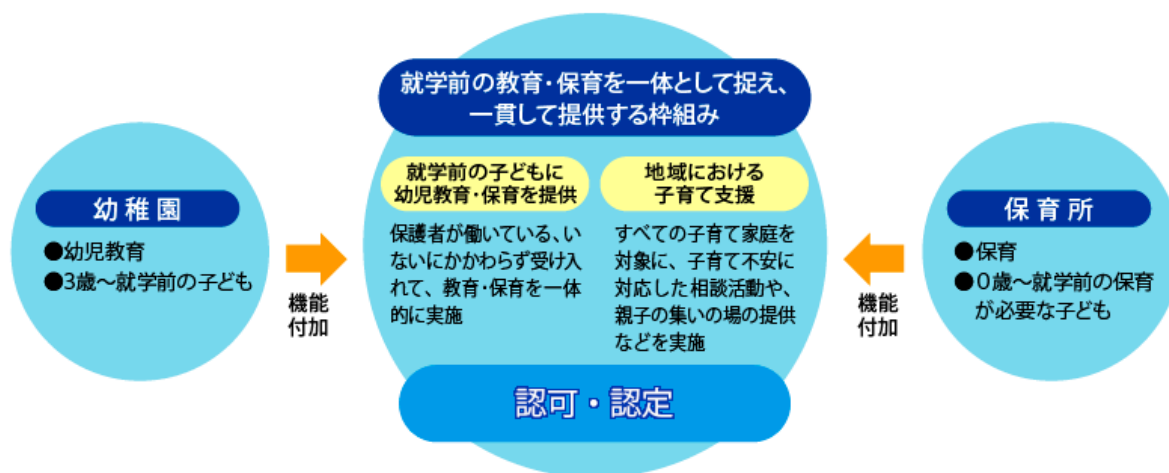
平成18年10月から、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ認定こども園が制度化されました。

制度開始からしばらくは、設置に際して、幼稚園と保育所の両方の認可を受けなければならないことが事業者の負担となり、全国に数百か所程度しかありませんでしたが、こうした規制が緩和されたことにより、普及が進んでいます。

令和6年現在、全国には約8,700か所、県内には115か所の認定こども園が設置されており、本市には5か所あります。

幼保一体型施設のニーズは今後一層高まることが予想されることから、その普及を図っていくことが求められます。

認定こども園のしくみ



1

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

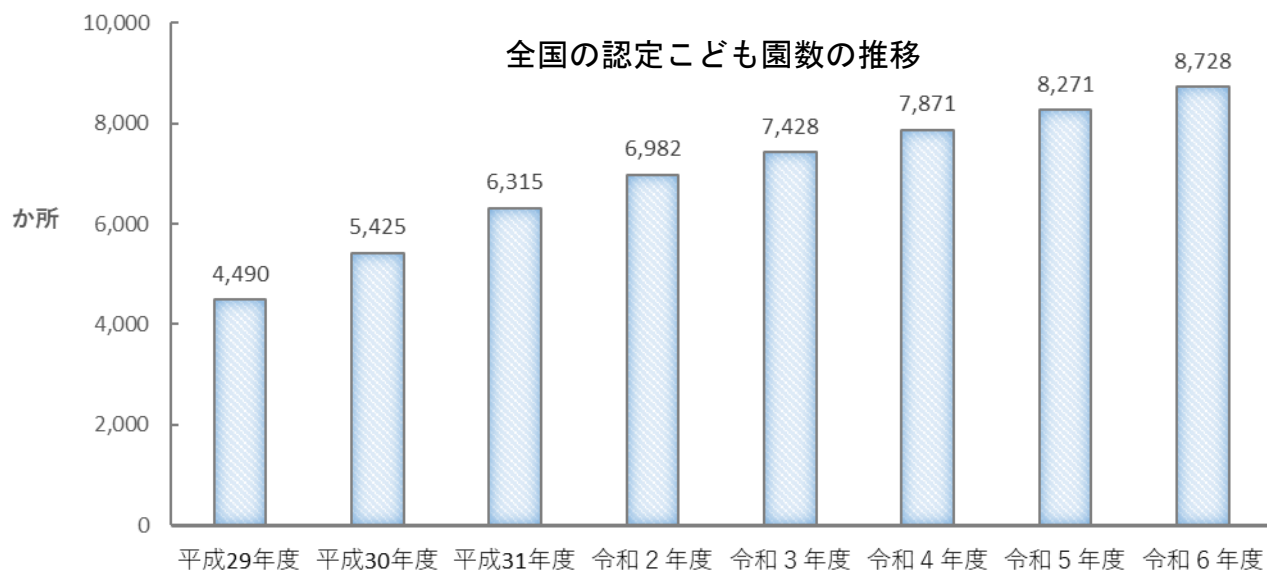
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

2

地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

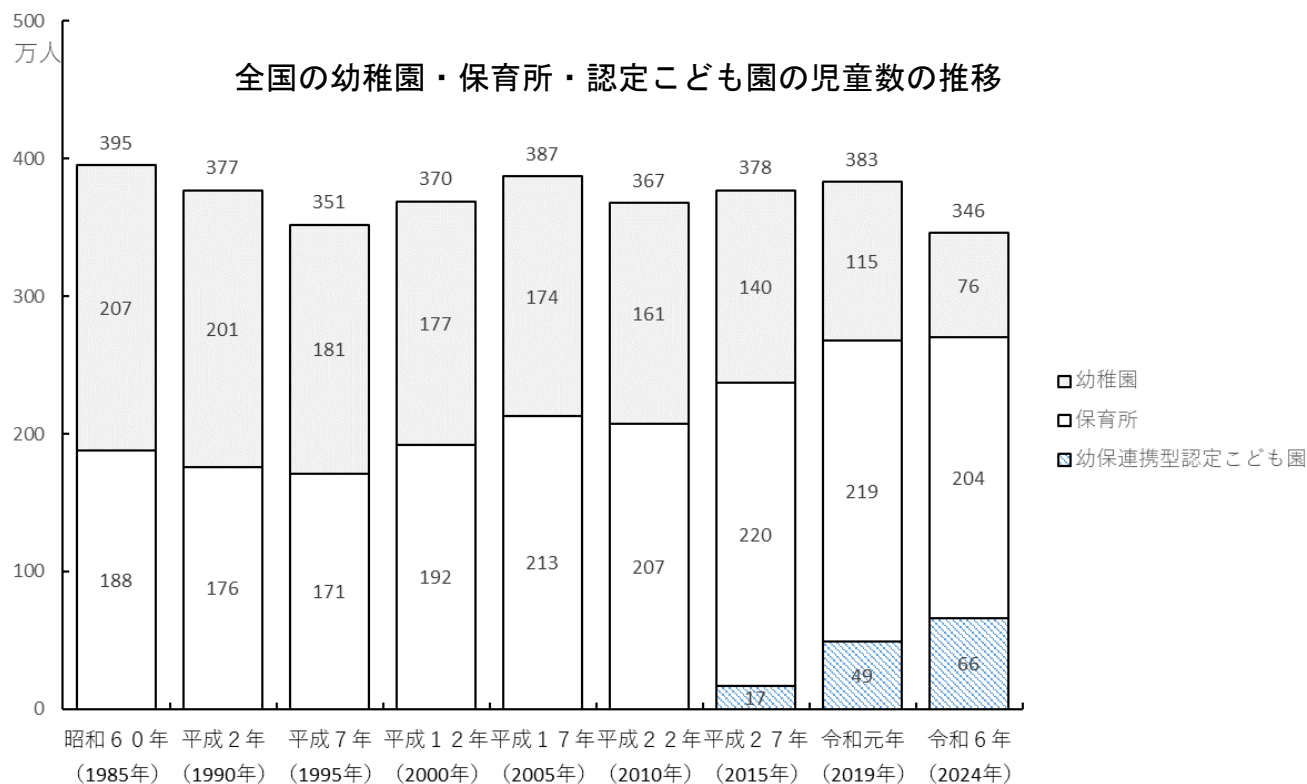
資料：内閣府子ども・子育て本部



資料：こども家庭庁

3 幼稚園児の減少と保育所・認定こども園児の増加

全国の幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園の長期的な児童数の推移をみると、幼稚園の児童数は昭和 60（1985）年から一貫して減少する一方、保育所の児童数は堅調に増加しています。また、近年、幼保連携型認定こども園の児童数が急増しています。



資料：幼稚園は文部科学省「学校基本調査」。保育所、幼保連携型認定こども園は平成 22 年までは厚生労働省「児童福祉施設等調査」、平成 27 年からは厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和 6 年 4 月 1 日）」。

※保育所には、へき地保育所、特定地域型保育事業のほか、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を含む。

※平成 22 年の認定こども園児童数は、幼稚園児童数または保育所児童数に含む。

4 子ども・子育て支援制度の普及

平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援法が施行されました。学校教育法、児童福祉法で規定されている幼稚園・保育所という施設で、子ども・子育て支援の給付を行うという考え方が導入され、市町村認可の「地域型保育給付」も制度化されました。

また、「保育の必要性の認定」制度が導入され、認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、市町村の責任が強化されています。

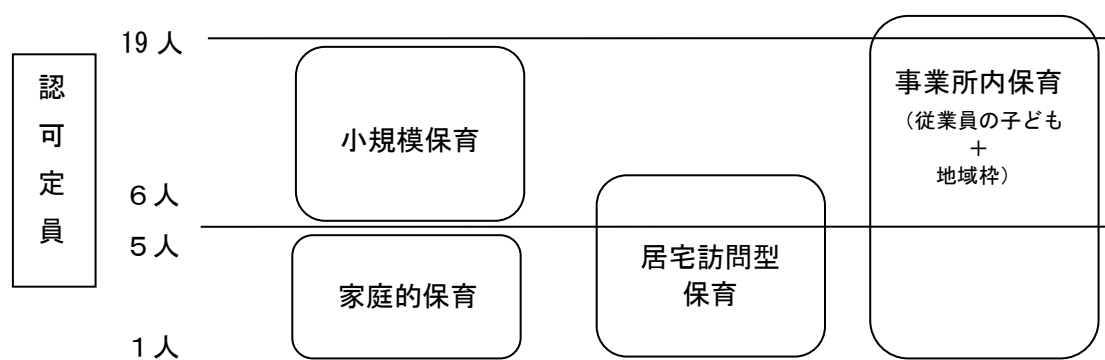
私立幼稚園が、新制度への移行か、従来からの私学助成・就園奨励費補助の支弁かを選択する仕組みであるなど、すべての就学前教育・保育施設が同法の制度に一元化されたわけではありませんが、市では、公立・民間、施設型給付・地域型保育給付など、多様な種類の施設や事業を活用し、就学前児童の教育・保育体制を確保していくことが求められています。

就学前教育・保育施設及び事業の種類

法区分	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法適用	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1 公立幼稚園
			2 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3 公立認可保育所
			4 認定こども園
		地域型保育給付 (市町村が認可)	5 小規模保育
			6 家庭的保育
			7 居宅訪問型保育
			8 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業など 14 事業	
子ども・子育て支援法適用外	私立認可保育所（委託費を支弁）		
	新制度への移行を選択しない私立幼稚園 （私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）		

※私立認可保育所は、「児童福祉法に基づき保育の実施義務を負う市が、私立認可保育所に保育を委託する」という仕組み。

地域型保育給付の位置づけ



5 幼稚園教育要領・保育指針等の現状

就学前教育・保育施設は、国が定める幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、運営されています。これらは、平成30年に改定され、保育所保育指針に幼児教育の積極的な位置づけが明確化されたことで、幼稚園・保育所・認定こども園の教育・保育内容が共通化されました。これにより、施設間の連携を強化するための基盤が整備され、就学前教育・保育施設の役割は、大きく変化しています。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示された10の姿をすべての施設が共通の目標として掲げるようになり、遊びや生活を通じた主体的な学を提供することが求められています。

さらに、幼保小連携を進めることで、就学前施設と小学校教育の接続を円滑にし、子どもたちがスムーズに次の段階へ進める環境づくりを目指しています。このように、就学前教育・保育施設の役割は、子どもの成長を支える重要な役割を担うものへと変化しています。

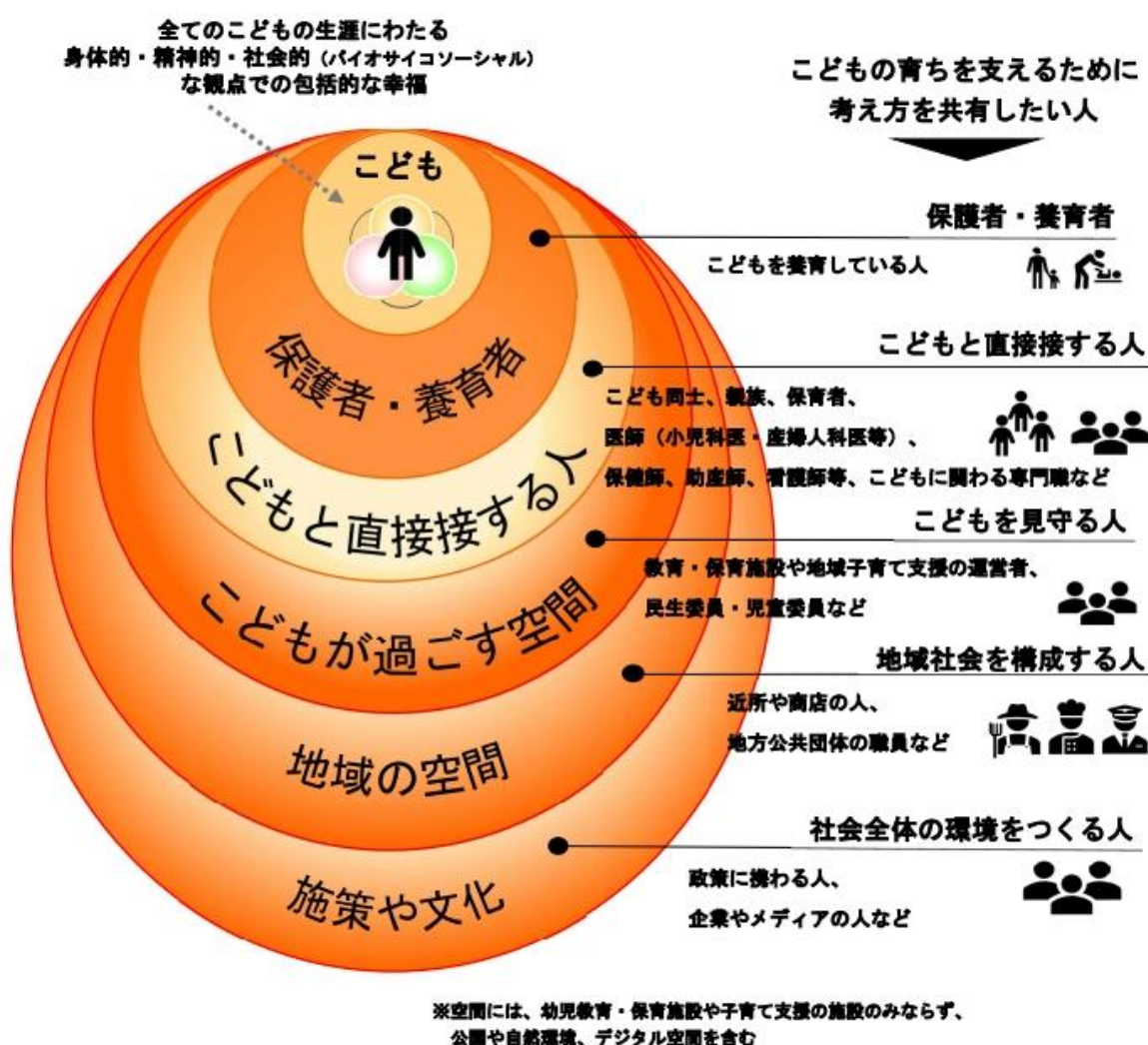
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 健康な心と体
- 自立心
- 協同性
- 道徳性・規範意識の芽生え
- 社会生活との関わり
- 思考力の芽生え
- 自然との関わり・生命尊重
- 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- 言葉による伝え合い
- 豊かな感性と表現

6 こども家庭庁の創設・こども大綱の制定

少子化や子育て支援、児童虐待の防止、子どもの健全な成長を支援する施策を一元的に実施し、子どもと家庭に関する施策を統合・推進するため、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が制定されました。

こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、こども施策を総合的に推進することを目的としています。これらの基本理念にのっとり、こども政策を総合的に推進するため、「こども大綱」が制定されました。



資料：こども家庭庁 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンより抜粋

～こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～
「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

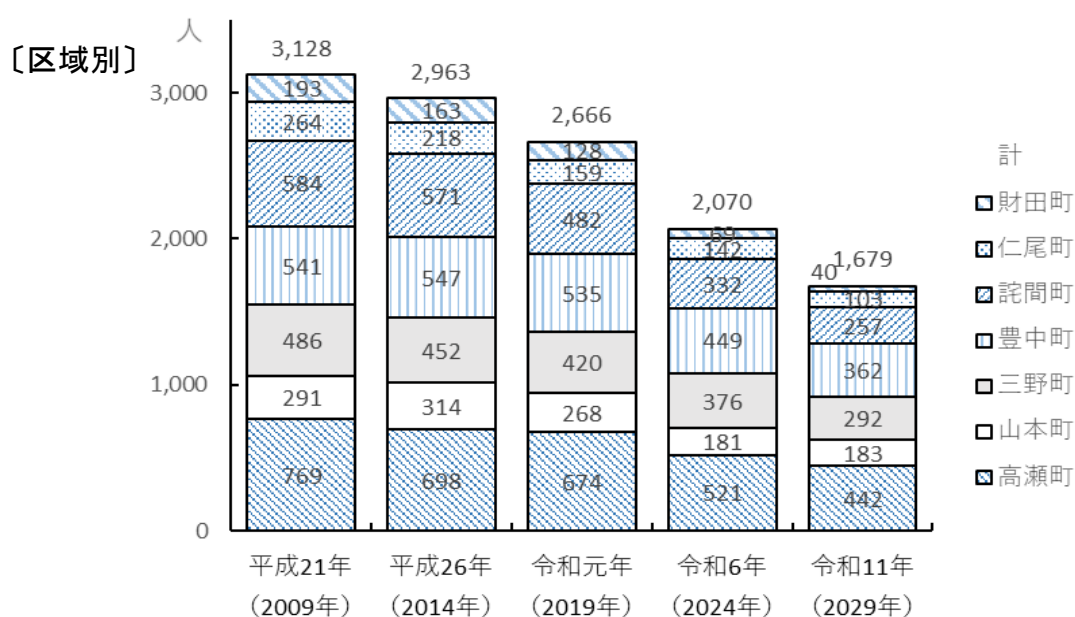
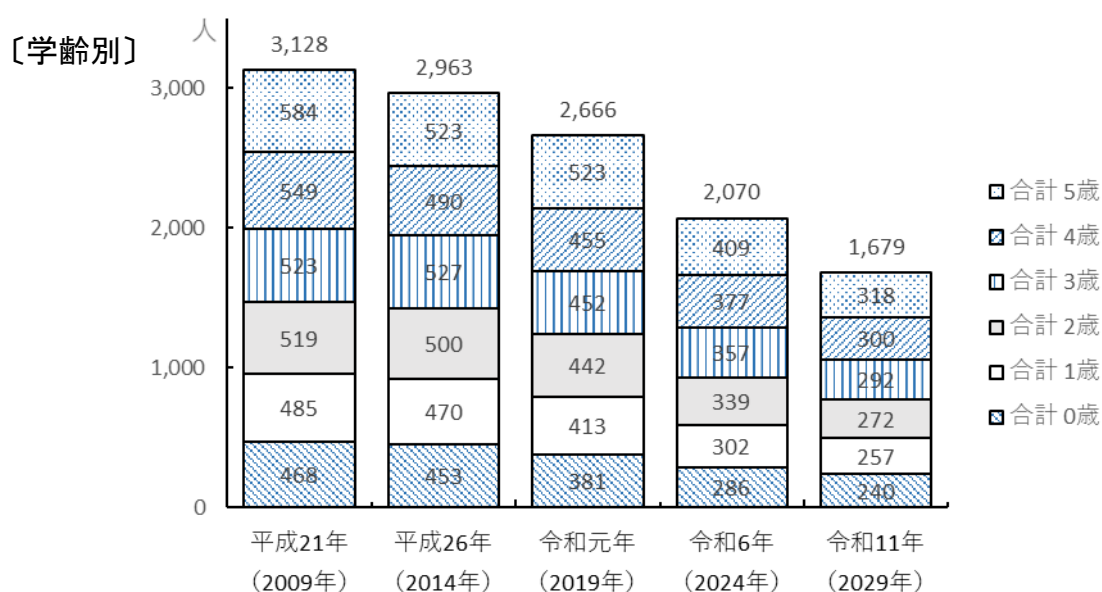
資料：こども家庭庁

第3章 三豊市の現況

I 就学前児童の人口の推移と見込み

本市の0～5歳児は平成26年と令和6年を比較すると900人近く減少しています。子育て世帯が住みやすい環境整備や産業振興など、本市の市民一人ひとりが一丸となり、豊かさを実感できるまちづくりや人口確保策を進める必要がありますが、過去の人口推移をもとに、今後5年間の就学前児童の人口を推計すれば、以下のとおりとなります。

本市の就学前児童の人口の推移と見込み

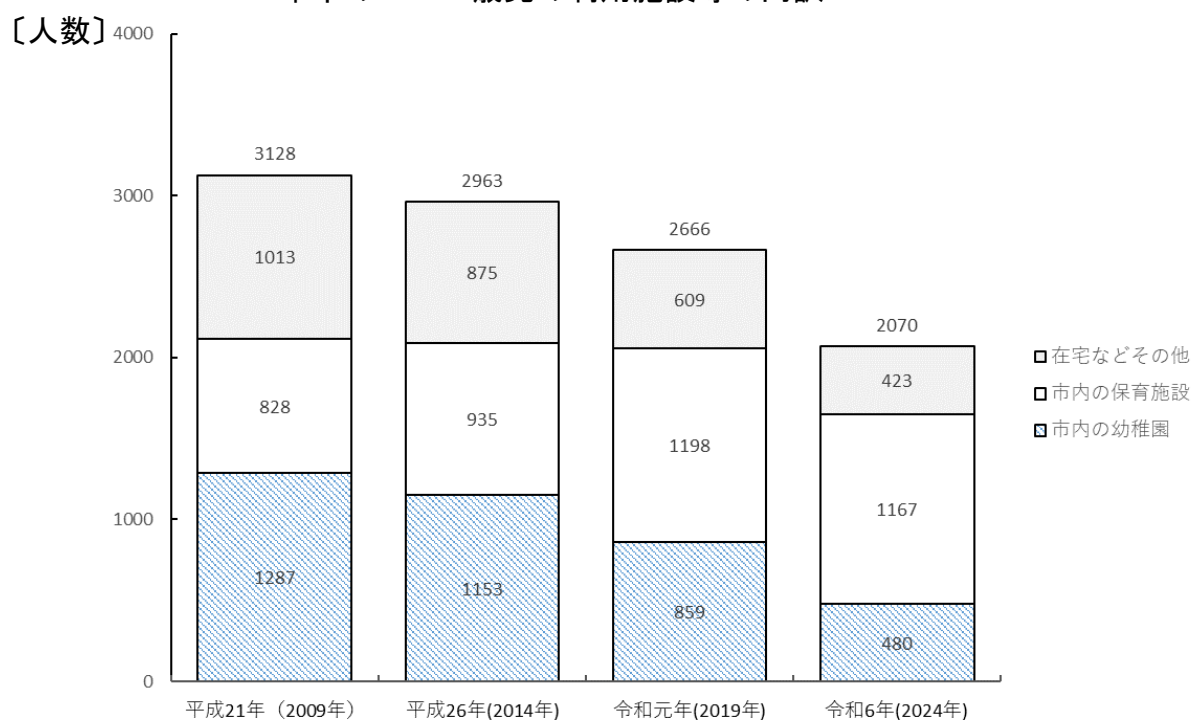


資料：令和6年までは住民基本台帳（4月1日現在）、令和11年は本市子育て支援課の推計

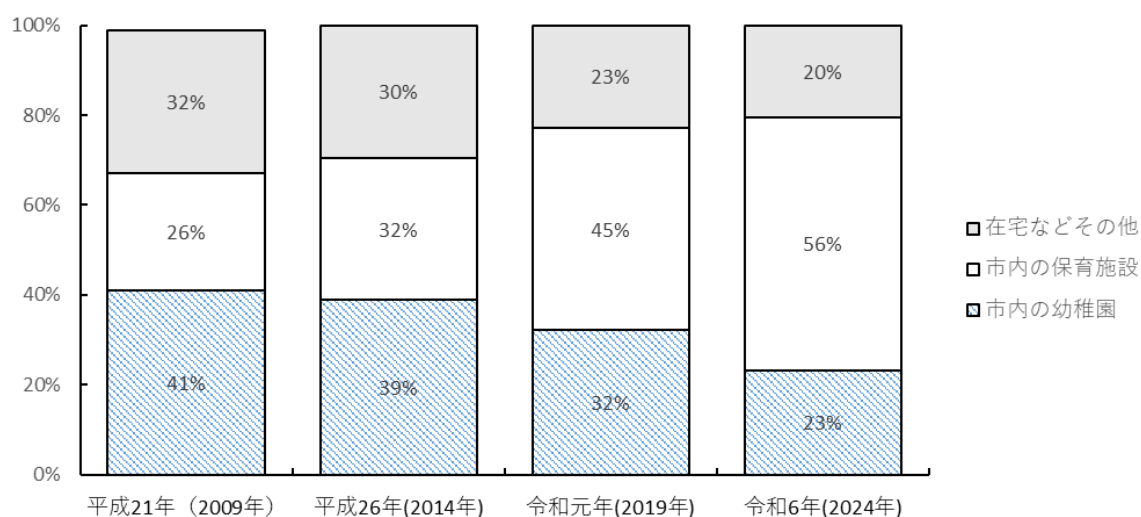
2 幼稚園・保育施設の児童数の状況

本市では、全国的な動向と同様に、幼稚園の児童数が過去 10 年間で 3 割以上減少する一方、保育施設の児童数は 5 割近く増加しています。また、全児童に対する保育施設（市内のみ）の入所者の構成比が令和 6 年度には 56% まで上昇し、どこにも通園（通所）していない子どもの割合が大きく低下しています。

本市の 0 ～ 5 歳児の利用施設等の内訳



〔構成比〕



※保育施設は 4 月 1 日現在。幼稚園は 5 月 1 日現在。

3 施設の立地状況

本市における就学前教育・保育施設は、公立施設が主でしたが、本計画策定以後、私立施設が整備されました。市内全体の施設数は令和6年4月1日現在で、公立幼稚園13園（幼稚園型認定こども園含む。）、公立保育所8か所、公立幼保連携型認定こども園2園、私立小規模保育施設5か所、私立保育所1か所、私立幼保連携型認定こども園2園となります。

高瀬区域は、公立幼稚園5園、公立保育所2か所、私立幼保連携型認定こども園2園、私立小規模保育施設2か所あります。

高瀬区域施設一覧

区域名	施設名	建物面積 (㎡)	土地面積 (㎡)	建築年月	築経過 年数	建物構造	定員 (人)
高 瀬	1 上高瀬幼稚園	783	973	昭和53年12月	45	RC造	140
	2 勝間幼稚園	678	2,366	昭和56年2月	43	RC造	110
	3 比地二幼稚園	651	2,373	平成7年3月	29	木造	110
	4 二ノ宮幼稚園	486	2,674	昭和60年1月	39	RC造	80
	5 麻幼稚園	885	1,471	昭和52年12月 (平成5年2月)	46	RC造	160
	6 高瀬中央保育所	1,781	8,477	平成6年3月	30	木造一部 RC造	140
	7 高瀬南部保育所	1,176	4,278	平成29年3月	7	S造	120
	8 幼保連携型認定こども園 虹ヲわたり(私)	629	1,967	令和2年4月	4	木造	60
	9 幼保連携型認定こども園 スマはぴ 丘の上 station(私)	681	3,125	令和3年4月	3	木造	45
	10 小規模保育園 おひさまランド(私)	176	837	平成29年12月	7	木造	12
	11 スマはぴ保育園 茶々station(私)	217	420	令和2年4月	4	木造	19

※指定管理制度により、平成29年4月から高瀬南部保育所を民間運営委託している

山本区域は、幼稚園1園と並立して公立保育所1か所あります。

山本区域施設一覧

区域名	施設名	建物面積 (㎡)	土地面積 (㎡)	建築年月	築経過 年数	建物構造	定員 (人)
山 本	1 山本幼稚園	1,820	11,750	令和2年2月	4	RC造	150
	2 山本保育所	1,124	2,535	平成3年2月 令和3年1月	33 3	S造 RC造	120

※山本幼稚園は幼稚園型認定こども園

三野区域は、公立幼稚園 3 園、公立保育所 1 か所、私立小規模保育施設 2 か所あります。

三野区域施設一覧

区域名	施設名	建物面積 (㎡)	土地面積 (㎡)	建築年月	築経過 年数	建物 構造	定員 (人)
三 野	1 大見幼稚園	857	4,651	昭和 58 年 1 月	41	RC 造	110
	2 下高瀬幼稚園	752	2,955	昭和 52 年 12 月	46	RC 造	110
	3 吉津幼稚園	832	4,275	昭和 56 年 3 月	43	RC 造	110
	4 三野保育所	2,273	9,065	平成 26 年 1 月	10	RC 造	160
	5 小規模保育園 ひまわり(私)	249	500	平成 30 年 4 月 1 日	6	木造	19
	6 スマはぴ保育園 空と海 station(私)	212	870	令和 2 年 6 月 1 日	4	木造	19

豊中区域は、公立幼稚園 1 園と並立して公立保育所 1 か所あり、私立保育所 1 か所、私立小規模保育施設 1 か所あります。

豊中区域施設一覧

区域名	施設名	建物面積 (㎡)	土地面積 (㎡)	建築年月	築経過 年数	建物 構造	定員 (人)
豊 中	1 豊中幼稚園	2,941	14,621	平成 13 年 6 月	23	S 造	340
	2 豊中保育所	1,365	4,734	平成 8 年 3 月	28	RC 造	120
	3 めみか保育園(私)	516	972	平成 29 年 4 月 1 日	7	木造	60
	4 小規模保育園 つぼみ(私)	86	238	平成 28 年 6 月 1 日	8	木造	12

詫間区域は、公立幼稚園 2 園、公立保育所 3 か所ありますが、令和 8 年度には施設を再編し、公立幼稚園 1 園、公立保育所 2 か所となる予定です。

詫間区域施設一覧

区域名	施設名	建物面積 (㎡)	土地面積 (㎡)	建築年月	築経過 年数	建物構造	定員 (人)
詫 間	1 松崎幼稚園	531	2,886	昭和 48 年 3 月	51	S 造	110
	2 詫間幼稚園	1,181	2,827	平成 7 年 1 月	29	RC 造	190
	3 松崎保育所	742	2,329	昭和 55 年 3 月	44	RC 造	90
	4 詫間保育所	923	4,585	平成 3 年 3 月	33	RC 造	120
	5 須田保育所	673	2,612	昭和 57 年 2 月	42	RC 造	70

※松崎幼稚園、須田保育所は令和 8 年 3 月末で閉園(所)予定

※松崎保育所は令和 8 年に施設を建替え、保育所型認定こども園へ制度移行予定

※指定管理者制度により、平成 30 年 4 月から松崎保育所を民間運営委託している

仁尾区域は、公立幼稚園１園、公立幼保連携型認定こども園１園あります。並立していた平石幼稚園と仁尾保育所を統合し、令和４年４月から幼保連携型認定こども園へ制度移行しました。

仁尾区域施設一覧

区域名	施設名		建物面積 (㎡)	土地面積 (㎡)	建築年月	築経過 年数	建物構造	定員 (人)
仁 尾	1	曾保幼稚園	402	928	昭和 57 年 12 月	41	RC 造	50
	2	仁尾こども園	2, 275	7, 956	平成元年 1 月 平成 11 年 12 月	35 24	S 造一部 RC 造	150

財田区域は、公立幼保連携型認定こども園１園あります。幼稚園と保育所を幼児教育センターとして一体的に運営していましたが、令和３年４月から幼保連携型認定こども園へ制度移行しました。

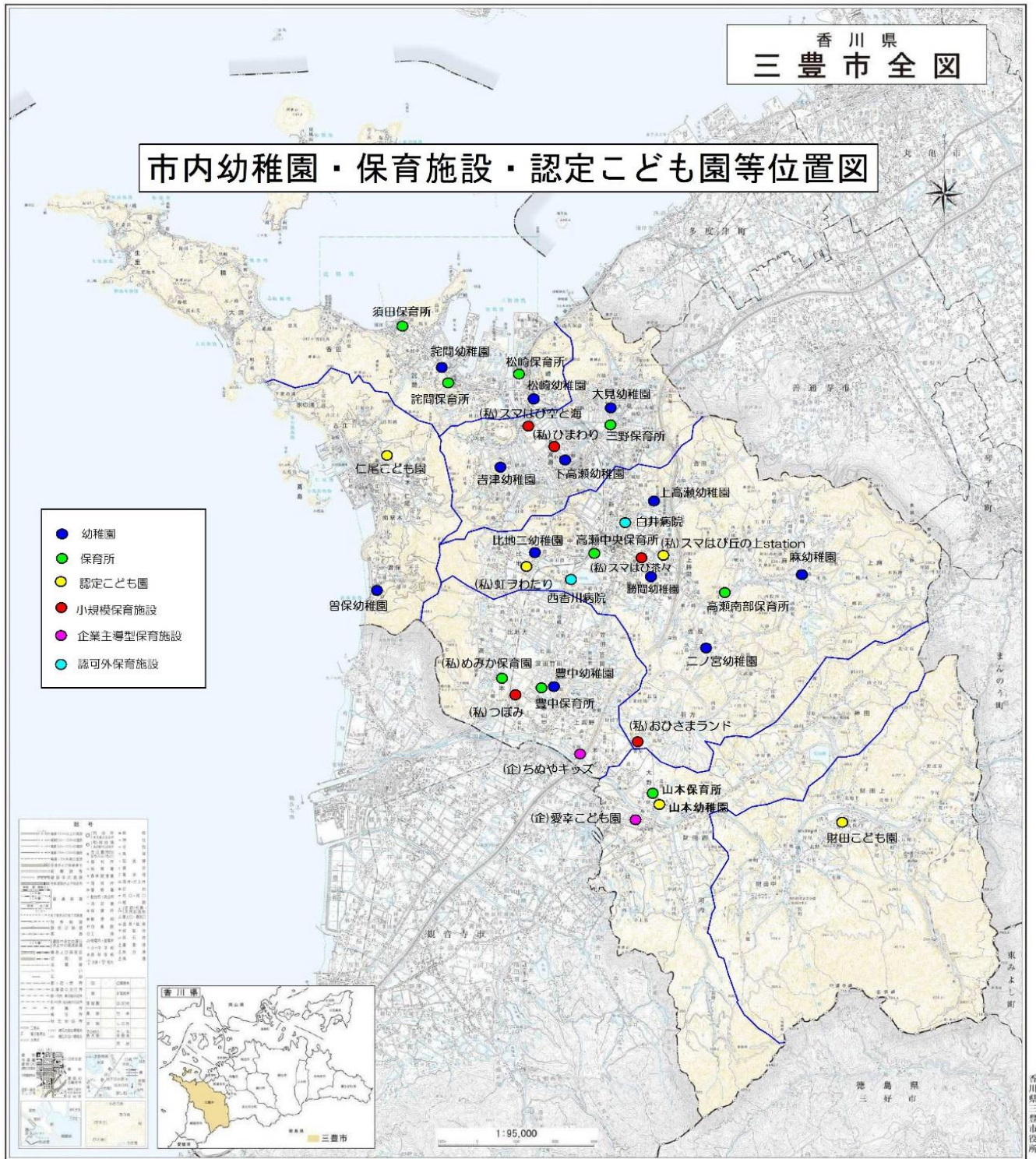
財田区域施設一覧

区域名	施設名		建物面積 (㎡)	土地面積 (㎡)	建築年月	築経過 年数	建物構造	定員 (人)
財 田	1	財田こども園	1, 442	7, 690	平成 10 年 3 月 令和 6 年 7 月	26 0	RC 造 S 造	125

※令和５年度から令和７年度まで施設改修工事を行っているため、建物面積は令和７年度末の面積

※このほか、認可外保育施設であるが、企業主導型保育施設が２か所（愛幸こども園（山本）：平成 29 年 4 月開設（令和 6 年度は休園）、ちぬやキッズ（豊中）：平成 30 年 11 月開設）ある。企業主導型保育施設とは、事業所内保育施設のうち、厚生年金保険料とあわせて徴収される事業主拠出金を財源に整備されたもの（平成 28 年 4 月から制度開始）で、従業員及び地域の子どもを保育する施設。

就学前教育・保育施設・認定こども園の立地



4 保育年齢、保育時間、通園・通所区域等の現況

公立幼稚園や公立保育所、公立幼保連携型こども園、民間保育施設は、制度の歴史的な経過や施設の立地、運営主体の方針などから、保育年齢（学齢）、保育時間、通園・通所区域等の状況に違いがあります。

合併後、本市では、可能な限り、差が生じないように、制度の充実・同一化に努めてきましたが、現在もいくつかの点で相違があり、その解消が求められます。

保育年齢・保育時間・通園区域等の現況

	公立幼稚園	公立保育所	公立幼保連携型こども園	民間保育施設
保育年齢 (学齢)	3～5歳児	8か月～5歳児 (※一部異なるところ 山本・豊中保育所 ：8か月～2歳児 須田保育所 ：1～5歳児)	8か月～5歳児	小規模保育施設 以外 ：3か月～5歳児 小規模保育施設 ：2・3か月～ 2歳児
保育時間	7:30～14:00 (預かり保育に より18:00ま で。)	保育標準時間認定 7:30～18:30 保育短時間認定 8:30～16:30	幼稚園枠：幼稚園と 同じ 保育所枠：公立保育 所と同じ	公立保育所と同 じ (一部施設で 7:00～19:00の延 長保育)
土曜保育	なし	7:30～12:30 (高瀬南部保育所・ 松崎保育所は 18:30まで)	7:30～12:30	7:30～18:30
通園・通 所区域	原則小学校区 (ただし豊中区 域は5小学校 区で1園)	制限なし	制限なし	制限なし
給食	あり (給食センター または小学校 調理場で単独 調理。)	施設内調理	施設内調理 (仁尾こども園の幼 稚園棟は給食センタ ーで調理)	施設内調理

5 施設の老朽化の状況

「3 施設の立地状況」の施設一覧表によると、幼稚園は、松崎幼稚園の築51年を筆頭に、建築から長期間を経過した建物が多く、13施設中9施設が築30年以上経過しています。

一方、公立保育所や公立幼保連携型こども園は、平成29年に建替えを行った高瀬南部保育所をはじめ、築30年未満の比較的新しい建物が多くなっていますが、築30年経過施設も10施設中7施設あります。民間保育施設は、概ね築10年以内の建物です。

公立施設について、安心・安全な教育・保育環境を確保するため、令和3年3月に「三豊市 就学前教育・保育施設長寿命化計画」（以下、「長寿命化計画」。）を策定しました。日常点検や定期点検を行い、老朽化箇所や危険個所の早期発見に努めながら、改修等必要な対策を行っていきます。

公立施設の構造躯体の健全性一覧（旧耐震基準施設）

建物一覧	構造躯体の健全性		
施設名	耐震基準	耐震対策	長寿命化判定
上高瀬幼稚園	旧	対策済	改築
勝間幼稚園	旧	対策済	改築
麻幼稚園	旧	対策済	改築
下高瀬幼稚園	旧	対策済	改築
吉津幼稚園	旧	対策済	改築
松崎幼稚園	旧	対策済	改築
松崎保育所	旧	対策済	改築
須田保育所	旧	対策済	改築

※長寿命化計画より抜粋。長寿命化判定が「改築」となると建替えが必要。

第4章 基本方針

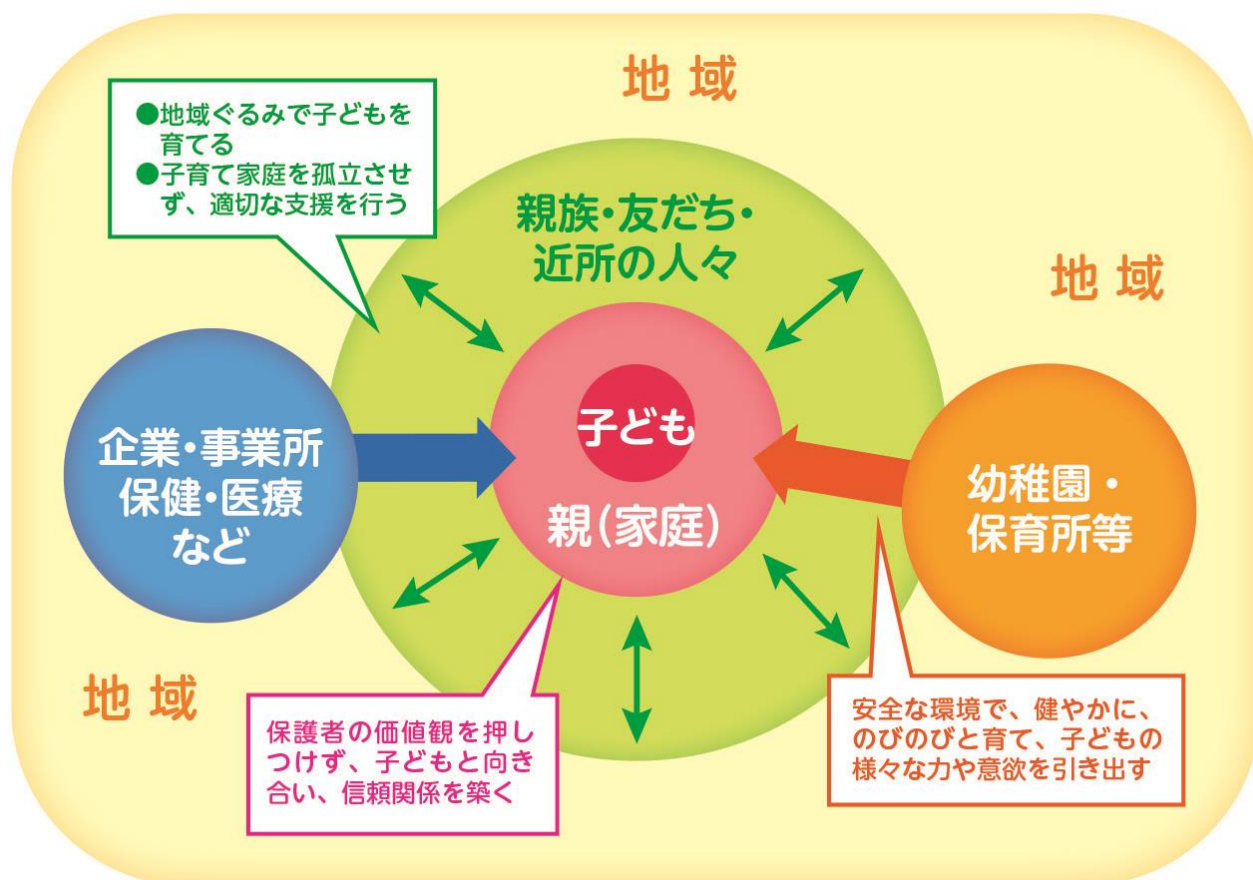
第1～3章でみた社会動向や本市の現況、検討委員会での協議内容などをふまえ、本市の就学前教育・保育の基本方針を以下の通り定めます。

1 子ども自身にとって最善の教育・保育を推進する

子どもの健やかな成長には、家庭や就学前教育・保育施設などが互いの役割を理解し、地域ぐるみで協力し合うことが重要です。家庭では、愛情と安心感の中で基本的な生活習慣や社会性を育む基盤を築き、就学前教育・保育施設では専門的な知識と環境を活かして、子ども一人ひとりの個性や発達に応じた学びと成長の機会を提供します。家庭や就学前教育・保育施設などが連携し、それぞれの特性を活かすことで、子どもにとってより豊かな成長と学びの場が実現できると考えています。

乳幼児期は、人間の一生のうちで心身共に最もめざましく発達し、人間形成の基礎を培う大事な時期であり、就学前教育・保育施設は、子ども自身の視点を尊重しながら、その子にとって、最もふさわしい時期に、ふさわしい形で、いわば「子ども尊重」で教育・保育を推進していくことに努めます。

「子ども尊重」での教育・保育の推進のイメージ



2 “ななつのたから”の理念を継承・発展させていく

“ななつのたから”は、三豊保育研究会・三豊市幼稚園研究会が、平成25年に、7町のたからである豊かな自然環境、継承されてきた伝統文化、温かい地域人材等を取り入れ、保育することによって、子どもたちの心身を耕し、豊かに育み、たくましく未来に向かって羽ばたく姿を描いたものです。

策定に携わった公立幼稚園、公立保育所、子育て支援センターの職員は、日々の教育・保育活動の中で、絶えず読みかえし、理念の共有を図ってきました。

この間、市内には、民間の保育施設があいついで設立されていますが、“ななつのたから”の理念を共有し、ともに三豊市の教育・保育の充実に協力したいという声が上がっており、公立・民間の垣根をなくした研修・研究の機会を拡充するなど、三豊市全体での施設間の連携を強化し、“ななつのたから”に象徴される本市の教育・保育理念の継承・発展を図っていきます。

三豊子育ての道しるべ “ななつのたから”

三豊子育ての道しるべ

ななつの たから



三豊保育研究会・三豊市幼稚園研究会

私たち保育者の思い

- ありのままを笑顔で受け止めよう
- ともに遊び、ともに楽しもう
- やさしいまなざし・温かい愛で包もう
- 育ちの芽・学びのある遊びを追求していこう
- 三豊の自然をたっぷりと
- 三豊の人と手をつなぎ
- 三豊の未来を拓く子どもを育てよう

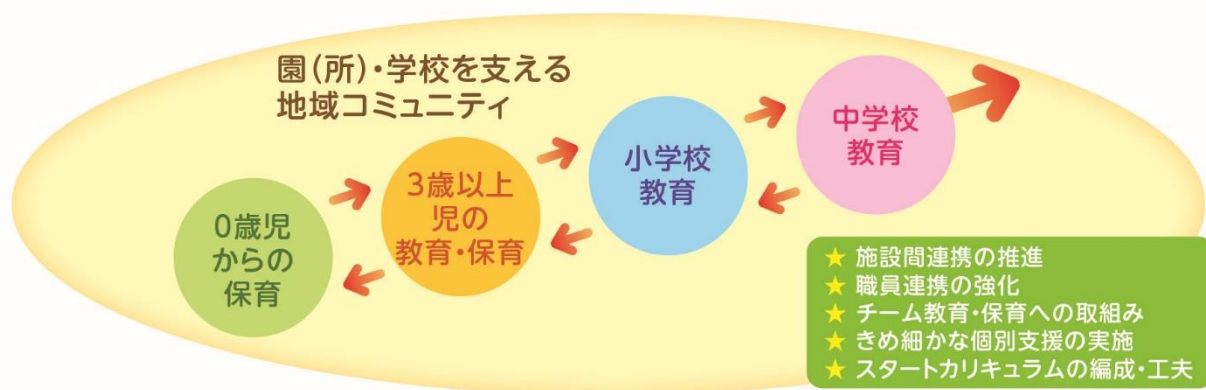
3 0歳児から中学校までの学び・育ちをつなげる

本市では、0歳児から身近な地域で保育を受けられる体制を整備し、小学校と密接に連携を取りながら、0歳児からの保育が、3歳児からの教育・保育、小中学校の教育へとつながる一貫した教育・保育をめざします。

特に、本市は、合併前から旧7町それぞれ公立幼稚園を設置し、幼児教育に力を入れてきました。こうした歴史を踏まえ、今後も施設区分、官民間問わず、いずれの就学前教育・保育施設においても、充実した幼児教育が受けられる体制づくりを推進するとともに、その効果的な推進のため、認定こども園制度の活用も検討していきます。

また、乳幼児期から中学生にかけての教育の一貫性を確保するため、一人ひとりの個性を認め、特別支援の必要性を把握し、加配職員の配置等必要な支援を進めるなど、施設間の連携を深めていきます。

0歳児から中学校までの一貫教育・保育



4 『子育てするなら三豊が一番』を貫く

本市では、『子育てするなら三豊が一番』を合言葉に、子育て支援の充実に努めてきました。

子育て支援の核となる幼稚園、保育施設については、市民の利便性を高めるため、可能な限り区域や施設間での子育て支援サービスの格差を解消するよう努めてきましたが、完全には解消できていません。また、本市では待機児童は発生していませんが、低年齢児の保育施設利用者数の増加により、年度途中の入所・入園が厳しい状況となっています。

このような課題を解決し、子育て支援のさらなる充実を図るため、公立保育施設と民間保育施設の連携を強化し、地域全体で質の高い子育て支援サービスを提供する体制を構築していきます。両者の特性を生かしながら、保護者の多様なニーズに対応する柔軟な子育て環境を促進していきます。

第5章 施設の規模と配置のあり方

第4章の基本方針をもとに、就学前教育・保育施設の規模と配置のあり方を以下の通り定めます。

Ⅰ 適正と考えられる規模の想定

(Ⅰ) 前提条件

就学前教育・保育施設の適正規模は、職員の配置基準や、施設の利用可能人数、集団・クラス編成の最適規模、財政面での効率性など多様な要素に起因します。

職員の配置基準が76年ぶりに見直され、国の基準においては、令和6年(2024年)度以降、認可保育施設の3歳児は15人に対して保育士1人以上、4～5歳児は25人に対して保育士1人以上配置することとなりました。また、1歳児に対する職員配置基準についても、現状の6人に保育士1人の配置基準からの見直しが検討されています。

教育・保育施設の職員配置や施設面積の最低基準

項目	幼稚園	認可保育所	認定こども園	小規模保育 (A型・B型)
定員	規制なし	20人以上	20人以上	19人以下
職員配置 基準	1学級 35人につき 1人の学級担任(幼稚園教諭資格必要)	乳児：3人に保育士1人 1歳児：6人に保育士1人 2歳児：6人に保育士1人 3歳児：15人に保育士1人 4～5歳児 ：25人に保育士1人	0～2歳児認可保育所と同じ。 3～5歳児は短時間利用児は 35人につき1人、長時間利用児 は認可保育所と同じ	認可保育所の配置 基準+1人
施設の 面積基準	1学級 180㎡、2学 級 320㎡、3学級以 上は1学級につき 100㎡増	乳児室またはほふく室 ：0歳児および1歳児1人 あたり 3.3㎡ 保育室等 ：2歳児以上1人あたり 1.98㎡ 等	園舎の面積(3歳未満児の保育 の用に供する部分を除く)は、 幼稚園と同じ。 乳児室は1人あたり 1.65㎡、 ほふく室、保育室、遊戯室は認 可保育所と同じ。 等	認可保育所と同じ

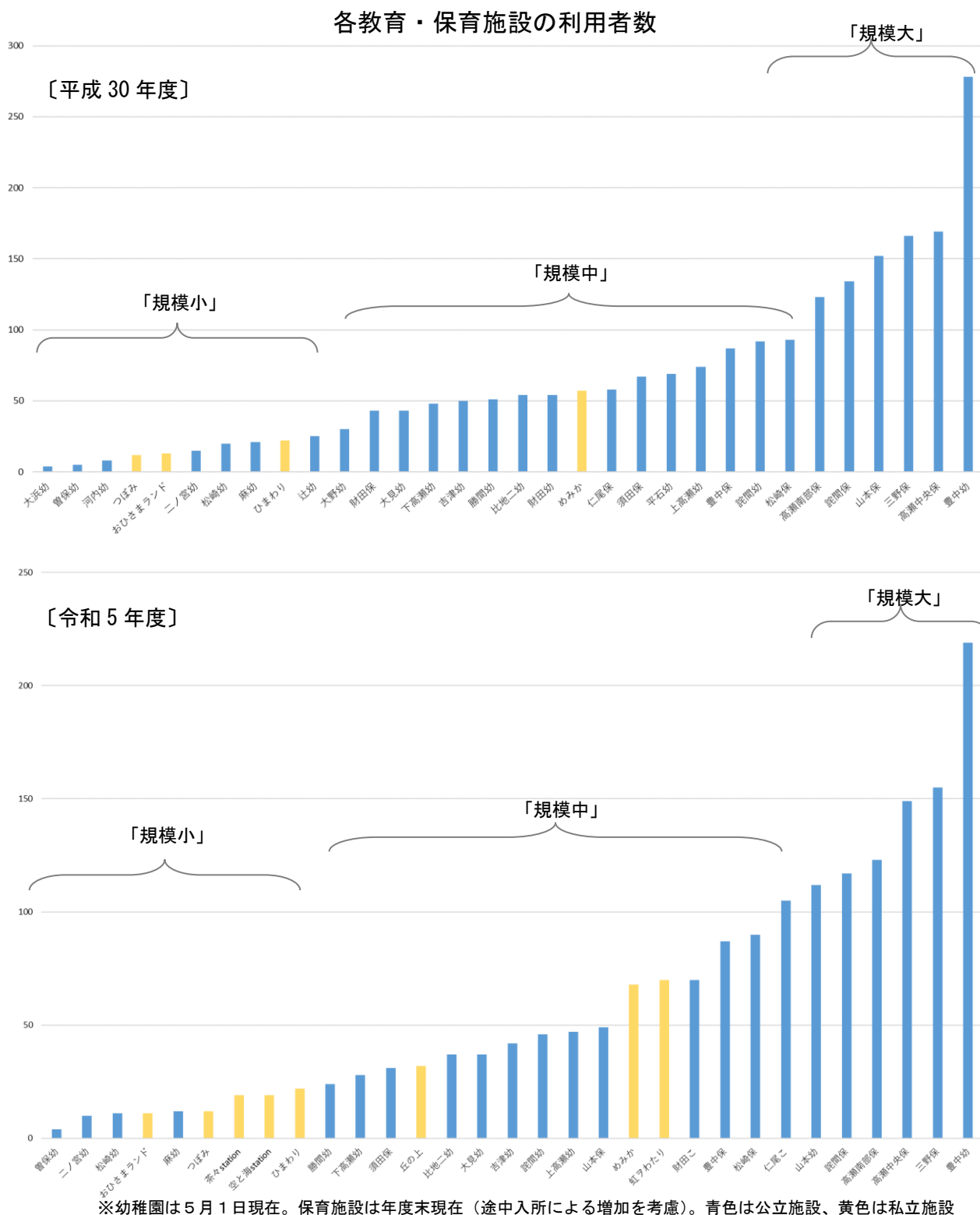
資料：文部科学省「幼稚園設置基準」、厚生労働省「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、内閣府「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」

次に、施設の利用可能人数については、施設ごとに面積基準が存在しますが、十分なスペースが確保できない都会と異なり、本市では、適正規模を検討するうえで、課題となることは少ないと考えられます。

集団・クラス編成の規模については、少人数の方がゆったり落ち着いた気持ちで過ごせる、多人数では、集団の中でコミュニケーション能力がより育まれるなど、それぞれの特徴を考慮したうえで、子どもにとって最適・最善な状態を考える必要があります。

平成 30 年度と令和 5 年度の市内の就学前教育・保育施設の利用者数を規模別に比較すると、利用者 30 人未満の「規模小」が 10 施設から 11 施設に増え、30 人以上 100 人未満の「規模中」が 16 施設から 13 施設に減り、100 人以上の「規模大」が 6 施設から 7 施設となっています。

「規模小」の中には、もともと小規模定員を前提とした施設もありますが、全体的には、少子化による入園（所）児童の減少が進んでおり、既存の公立幼稚園、公立保育所を統廃合して、財政面の効率性を高める必要性も上がってきていると言えます。



(2) 適正と考えられる規模

本計画では、幼稚園、保育所、認定こども園等の適正規模を、子どもが集団生活の中で学び、育っていくうえで適正と考えられる１クラス（１部屋）あたりの子どもの人数をもとに定めます。

０歳児は１部屋 10 人以下、１歳児は１部屋 15 人以下、２歳児は１部屋 20 人以下、３歳児は１クラス 5 人以上 15 人以下、４～５歳児は１クラス 5 人以上 25 人以下と想定します。

０～２歳児は、小規模な保育施設で学齢ごとの職員複数配置が難しい場合も含め、部屋ごとの職員複数配置を基本とし、安全を最優先に、余裕のある職員配置に努めていきます。

適正な規模の１部屋あたりの上限は、配置基準 3：１の０歳児については、１乳児室（ほふく室）あたり 10 人以下をめざし、配置基準 5：１の１歳児については、１保育室（ほふく室）あたり 15 人以下、配置基準 6：１の２歳児については、20 人以下をめざします。

３～５歳児は、集団での教育・保育の効果が発揮されるよう、１クラス 10 人以上を原則とするとともに、上限を国基準より低く設定することで、大規模園においても、充実した教育・保育環境を維持します。

なお、これらの１クラス（１部屋）あたりの適正な規模は、市が望ましいとする考え方を示したものであり、各施設で個別事情に応じ、入園（所）者を受け入れることを阻害しないものとします。

また、１施設あたりの適正な規模については、「三豊市の就学前教育・保育に関する報告書」の考え方を引き継ぎつつ、３～５歳児の保育施設や認定こども園の利用の増加や０歳児の保育施設利用が増加している現状なども踏まえ、各施設の定員を基準に、入園（所）申込みに対して柔軟な対応を行っていきます。

ただし、公立の小規模施設については、統合や認定こども園化を検討することで、適正な規模に近付けるような取組みを進めていきます。

就学前教育・保育施設の適正規模

- ◇ ０歳児は１部屋 10 人以下
- ◇ １歳児は１部屋 15 人以下
- ◇ ２歳児は１部屋 20 人以下
- ◇ ３歳児は１クラス 10 人以上 15 人以下
- ◇ ４～５歳児は１クラス 10 人以上 25 人以下
- ◇ １施設あたりの適正規模に近付けるような取組みを推進

2 配置のあり方

(1) 前提条件

本市には、定員 12 人の民間小規模保育施設から、定員 340 人の公立大規模幼稚園まで、規模や機能が様々な就学前教育・保育施設が公私あわせて 30 か所以上立地しています。これらの施設は、歴史的な経緯から 7 区域や小学校区を基本的な単位として、教育・保育が行われています。

また、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設区分があること、老朽化が進んでいる施設があること、民間保育施設の普及や少子化による児童数の減少といった課題をふまえながら、就学前児童の人口見込みをする必要があります。これらを総合的に勘案し、長期的な視点で、最適な施設配置を進めることが求められます。

(2) 配置のあり方

就学前教育・保育については、本市が第一義的な実施主体であることを前提に、本市と民間保育事業者が就学前教育・保育の理念を共有し、本市全体の就学前教育・保育の充実を図ることが重要と考えています。

0 歳児から小中学校までの一貫した教育・保育を目指し、0～2 歳児を保育する施設と 3～5 歳児に入園（所）する施設との連携に配慮していきます。また、幼保小連携の必要性を重視し、就学前施設の先生と小学校の先生との情報共有体制や交流体制の構築に努めます。

公立施設については、7 区域で格差なく高水準の就学前教育・保育を提供すると共に、0～5 歳児が同一施設または並立施設で一貫した教育・保育が受けられるよう、幼保連携型認定こども園の整備を目指します。

適正規模を下回っている幼稚園については、三豊市立学校再編整備基本方針をふまえ、近隣幼稚園の統合や認定こども園化を進め、老朽化施設の解消と規模の適正化を図っていきます。ただし、公立施設の再編整備にあたっては、民間保育施設の運営に支障が生じないように配慮していきます。

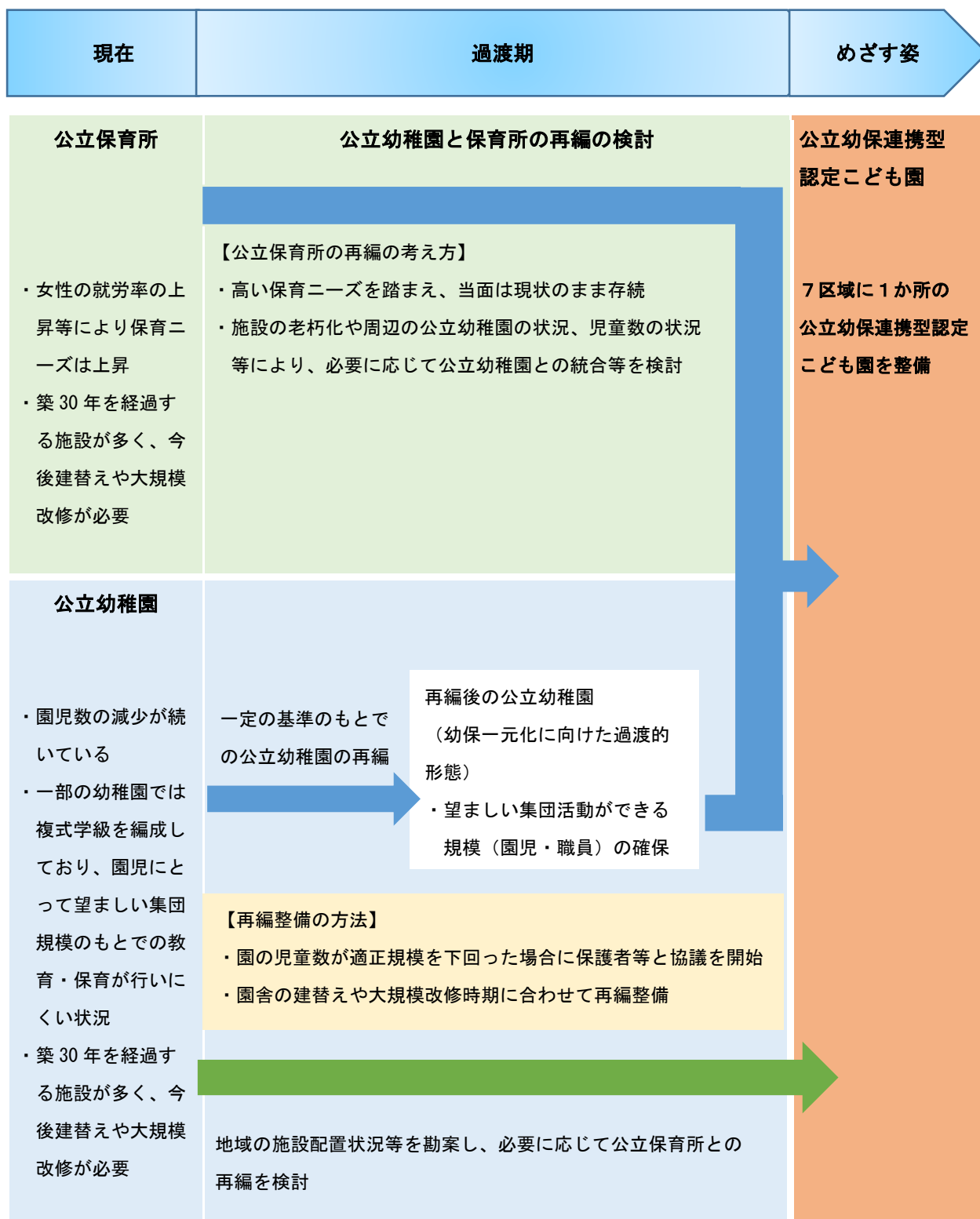
詫間区域内にある就学前教育・保育施設を再編し、松崎保育所を保育所型認定こども園へ移行し、松崎幼稚園と須田保育所は閉園（所）します。

高瀬区域及び三野区域では、幼稚園の児童数の減少や施設の老朽化が課題となっていることから、施設のあり方について検討を進めます。

就学前教育・保育施設の配置のあり方

- ◇ 理念を共有できる民間保育事業者と協働で教育・保育を推進
- ◇ 0 歳児から小中学校までの一貫した教育・保育を確保
- ◇ 小学校に上がる際の連続性が保たれる配置に
- ◇ 就学前教育・保育を 7 区域で格差なく受け続けられる配置に
- ◇ 0～5 歳児は可能な限り同一または並立施設で
- ◇ 幼稚園の統合と認定こども園化を推進
- ◇ 詫間区域の施設を再編・整備
- ◇ 高瀬区域、三野区域の施設のあり方を検討

公立施設の再編イメージ 幼稚園・保育所から幼保連携型認定こども園へ



第6章 教育・保育の質の向上等の方策

第4章の基本方針をもとに、第5章の施設の規模と配置のあり方もふまえながら、教育・保育の質の向上等の方策を以下の通り定めます。

Ⅰ 地域ぐるみの施設運営の推進

（Ⅰ）前提条件

就学前教育・保育は、保護者や地域住民の関わりなくして成り立ちません。

本市の幼稚園・保育施設では、保育参観や親子給食、祖父母招待、PTA奉仕作業、親子風作り・風上げなど、様々な形で保護者が教育・保育に関っています。

また、子どもたちが地区の文化祭や体育祭、盆踊りに参加したり、介護施設等を訪問したり、消防職員の協力を得て、避難訓練や消防パレードに参加したりするなど、地域住民との交流を深めてきました。

一方、本市を取り巻く豊かな自然環境は、人間も自然の一部であることを感じさせてくれる素晴らしい体験を子どもたちに与えてくれます。日常的な散歩はもちろんのこと、どんぐり拾いやホタル見学、たけのこ掘りをはじめとする農作物の収穫体験など、それぞれの地域特性を生かして、園外（所外）保育を行っています。

（Ⅱ）推進方策

子どもを中心に、保護者、地域の人々、就学前教育・保育施設が支えあい、ともに育ち、学んでいく「地域ぐるみの子育て」を進めます。

就学前教育・保育施設は、日々の教育・保育活動や行事を通して、これまで以上に地域住民との積極的な交流を進めるとともに、地域食材を活用した給食の提供などによる食育の推進、多世代交流の促進、保護者参加の機会づくりに努めます。また、地域住民などの理解を得て、豊かな自然環境を生かした園外（所外）保育をより一層充実させていきます。

一方で、子どもの育ちは、子ども自身の一番身近にいる、保護者の影響を大きく受けます。子どもの育ちを教育・保育施設と保護者で共有し、喜び合うことは、保育や子育ての質を高めることとなります。子どもの健やかな成長のため、就学前教育・保育施設の地域子育て支援機能を充実させ、入園（所）の有無に関わらず、子育てに悩む保護者の相談を受け、その解消を図るとともに、子育ての楽しさや知恵を保護者に伝えることで、家庭の教育・保育力の向上に貢献します。

市内の様々な機関・団体・個人が「地域ぐるみの子育て」に参画しやすいよう、行政が先導し、また、民間の活動にも側面支援することで、地域子育て支援ネットワークづくりを推進します。

2 特に配慮が必要な子どもへの支援の強化

(1) 前提条件

障がいや発育・発達が気になる就学前児童が、適切な療育・発達支援を受け、健やかな発育・発達、心身機能の向上を図れる環境の充実が求められます。

乳幼児健診や医師の診断、臨床心理士の意見等の結果を受け、子どもの年齢や心身の状況に応じて、幼稚園、保育施設、児童発達支援事業所などで療育・発達支援を進めることとなりますが、発達が気になる子どもが増える傾向にある中、専門機関の支援を受けながら、地域の身近な就学前教育・保育施設で、障がいや発育・発達が気になる子どもを受け入れ、充実した教育・保育を推進することが求められます。

また、近年の国際化の進展に伴い、帰国子女や外国人の子どもが本市でも増えているほか、ひとり親家庭や貧困家庭など、様々な家庭環境の子どもも増えています。育った環境の違いや家庭状況に関係なく、質の高い就学前教育・保育を等しく受けられる環境を整備する必要性が高まっています。

(2) 推進方策

保護者の希望により、地域の身近な就学前教育・保育施設で障がいや発育・発達が気になる子どもや外国人の子どもなど、特に配慮が必要な子どもを受け入れ、一人ひとりの心身の状況やその国々の文化、家庭環境に沿ったきめ細かな教育・保育を推進します。

そのためには、教諭・保育士等の療育・発達支援等に関する知識・技術の向上を図ることが不可欠であるため、療育・発達支援の専門機関や保健師等の協力・訪問支援を得ながら、研修等の充実を図るとともに、三豊市発達障害等支援連携会議などを通して関係機関との情報連携を進め、子ども一人ひとりの状況を的確にとらえた個別支援計画を作成し、望ましい支援を行なうよう努めます。

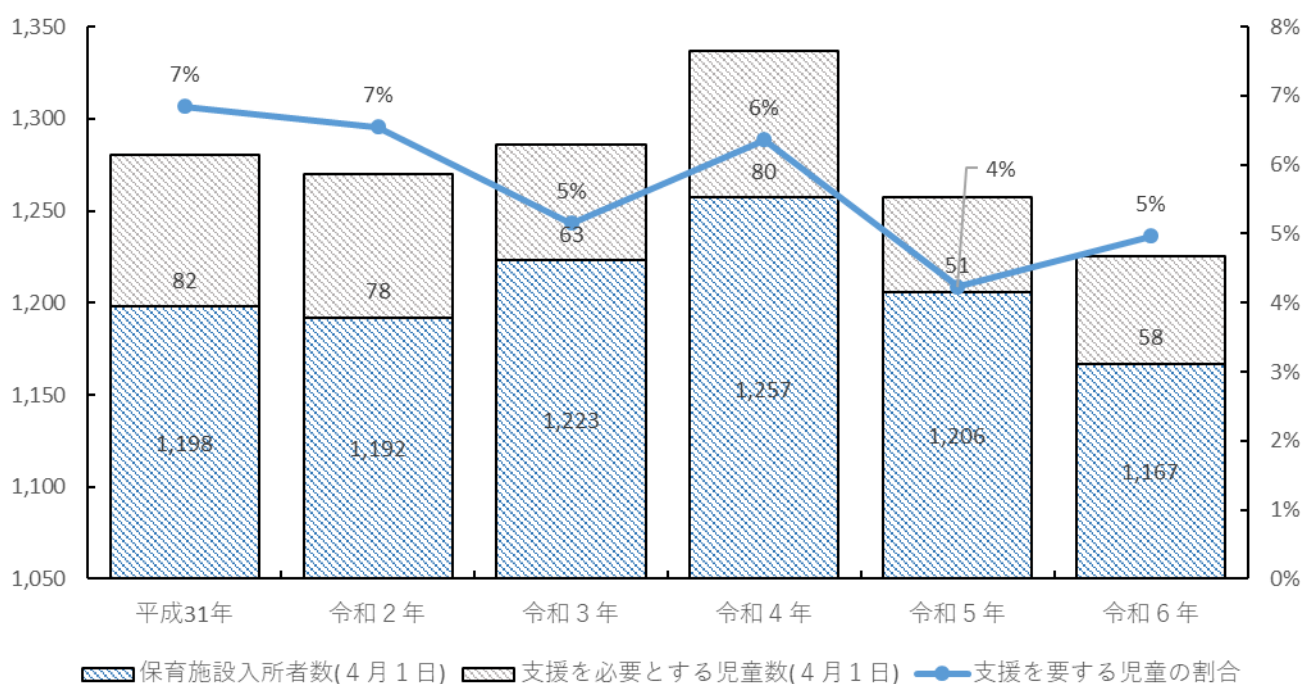
また、市内の各就学前教育・保育施設と子育て世代包括支援センター「なないろ」との連携強化を図り、子ども・子育て支援分野と母子保健分野の関係機関同士の十分な情報共有や支援の連携など、ワンストップ体制の充実に取り組み、必要とするところに支援を運ぶことができる体制の構築と、切れ目のない支援の充実に向けて検討していきます。

さらに、加配職員の配置や専門機関との連携により、外国人の子どもなど様々な家庭環境の子どもが、同じ教室で同じ就学前教育・保育を受けられる環境を整備し、他国の文化や子ども一人ひとりの個性を尊重するなど、多様性を認め合う就学前教育・保育を推進します。

支援が必要な児童数の状況

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
支援を必要とする児童数	82	78	63	80	51	58
保育施設入所者数	1,198	1,192	1,223	1,257	1,206	1,167
支援を要する児童の割合	7%	7%	5%	6%	4%	5%

資料：福祉行政報告例より(各年4月1日)



3 子育て支援サービスの充実

(1) 前提条件

本市は、旧7町で培われてきた就学前教育・保育制度の良さを尊重しつつ、早朝や夕方の保育時間の延長、幼稚園での預かり保育の実施、全幼稚園での給食提供など、子育て支援サービスの最高位水準への平準化に努めてきました。

しかし、土曜日の午後保育が民間運営の保育施設のみでしか実施されていない、幼稚園の預かり保育の終了時間が保育所の終了時間より早い、0歳児の受け入れ可能となる月齢が公立は遅いなど、子育て支援サービスの格差が依然存在します。

また、家庭保育を選択した保護者の方に対しても、集団の中でのこども同士の育ちあいの機会の確保が求められています。

(2) 推進方策

幼稚園と保育所の制度の違いから生じる子育て支援サービスの格差解消を図るため、可能な区域から、公立幼稚園、公立保育所の認定こども園化を進めます。

なお、こうした認定こども園化や民間活力の活用は、検討から実現まで、一定の時間を要するため、毎年度の予算編成の中で、施設ごとに、現在の保育サービスの底上げを検討します。

また、公立保育所での土曜日の午後保育、0歳児の受け入れ月齢の引き下げについても、区域間における保育サービスの格差解消に向け、検討していきます。

また、保育所等を定期的にご利用していない子どもについても、集団での就学前教育・保育を受けることができる機会を設けることで、子どもの育ちを助け、保護者への子育て支援を行えるよう、令和8年度から「こども誰でも通園制度」を実施します。

こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

就労要件を問わず、保育施設や認定こども園などを利用していない0歳6か月から満3歳未満の子どもを就学前教育・保育施設に預けることができる制度。

4 食育の推進

(1) 前提条件

本市の就学前教育・保育施設では、各園（所）で創意・工夫しながら、給食で皮つき野菜や歩つき米、粗碎き魚ダシを導入したり、いちご・みかん狩りなどの収穫体験、うどん打ち、餅つきなどの調理体験を行ったり、多様な食育が行われています。また、本市は農林水産業が盛んな地域であり、地域の様々な団体・個人・事業所等が、地域の農家・漁家と連携しながら、食育活動を進めています。

食に対する感謝の気持ちを持ち、適切な量の栄養バランスが良い食事をよく噛んで楽しく食べることは、人間が生きていく上での最も基本的なことですが、大人自身が日々の忙しい生活に追われる中で、つつい当たり前のこととして軽視しがちです。

とりわけ、乳幼児期は、与えられる一食一食が発育・健康面に大きく左右するだけでなく、その後の一生の食習慣の基礎を形成する非常に大切な時期ですが、家庭での食事でも十分な栄養を取れていない子どもも増えており、就学前教育・保育施設が提供する給食の重要性が高まっているとも言えます。

家庭を中心に、就学前教育・保育施設、地域子育て支援拠点施設、母子保健部門、さらには食料・食品の生産・販売業界が連携しながら、これまでの食育の取組みを一層継承・発展させていくことが求められます。

(2) 推進方策

家庭、就学前教育・保育施設、農家・漁家や食品製造・販売事業者、地域住民や関係機関が連携して地域ぐるみで食育を推進し、食を通じて子どもたちの心と体をたくましく育てていきます。

給食を提供する就学前教育・保育施設では、子どもたちの成長や健康面を最大限に考慮した給食を提供するのはもちろんのこと、地元産食材や施設で栽培した食材の活用、地元農家等と子どもたちとの交流、献立・調理法・配膳方法の工夫などにより、子どもたちが食に興味を持ち関心を高める教育・保育を一層推進します。

また、令和元年 10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化にあわせて、3～5 歳児の給食費（主食費・副食費）の無償化を実施することで、施設区分や官民間わず、質の高い給食提供に努めます。

本市がこれまで培ってきた食育の意義や成果を踏まえ、就学前教育・保育に携わるすべての職員が食育の重要性を再認識し、官民連携の上、本市ならではの就学前教育・保育の一環としての食育の確立をめざします。

さらに、地域子育て支援拠点施設、母子保健部門など、就学前の子どもに関わる各施設や愛育会、食生活改善推進協議会をはじめとする各団体・ボランティアが連携しながら、朝ごはんの習慣化や、野菜の適量摂取など、食育運動を展開していきます。

第7章 人材の育成・確保の方策

就学前教育・保育は、幼稚園教諭、保育士をはじめ、保育補助、調理、養護、看護、事務・用務など、様々な職種の職員が組織で働くことによって成り立っています。人材の育成・確保の方策を以下の通り定めます。

Ⅰ 計画的な職員の採用と育成

(Ⅰ) 前提条件

就学前教育・保育の職に就くための資格制度は、幼稚園教諭と保育士に分かれており、認定こども園では、幼保連携型認定こども園において、両方の資格基準を満たす「保育教諭」の配置が必要であるなど、要件が細かく規定されています。

幼稚園・保育所等の資格要件

タイプ	資格要件
幼稚園	幼稚園教諭
保育所	保育士
幼保連携型認定こども園	幼稚園教諭・保育士の両方の免許・資格（保育教諭）が必要
幼稚園型認定こども園	3歳未満の担当の場合は保育士資格が必要
保育所型認定こども園	3歳以上の学級の担任は幼稚園教諭免許が必要

※このほか、園長の資格要件がある。

資料：文部科学省「幼稚園設置基準」、厚生労働省「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、内閣府「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」

(Ⅱ) 推進方策

公立の就学前教育・保育施設では、施設ごとの児童数、クラス数の長期的な見通しのもと、職員の計画的な採用、育成に努めます。認定こども園への移行も考慮し、保育教諭の確保を図ります。

民間保育施設については、保育の実施主体である市が保育を委託しているという関係性をかんがみ、研修等への参加や、施設型給付費等の加算対象となる主任保育士や副主任保育士、職務分野別リーダー等の配置を奨励するなど、職員のキャリアアップを促進し、計画的な育成・確保を働きかけていきます。また、国の補助金を利用した職員の確保、キャリアアップに関する補助を行います。

2 処遇改善の推進

(1) 前提条件

保育士や幼稚園教諭の処遇改善は、就学前教育・保育の質を維持・向上させるために欠かせない要素です。保育士の離職理由として給与面や労働環境の課題が多く挙げられており、これらの改善は喫緊の課題となっています。また、少子化や女性の社会進出を背景に、保育需要が高まる一方で、人材不足が深刻化しており、保育士の確保と定着のためには処遇改善の取り組みが必要です。

また、2019年（令和元年）から国が進める「働き方改革」においては、働く人びとが、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備が目指されています。就学前教育・保育の職場でも、家庭と仕事の両立を支援するため、多様な働き方を可能にする取り組みが求められています。

(2) 推進方策

保育士や幼稚園教諭、保育教諭の処遇改善を図るため、まず給与水準の向上に取り組むとともに、公立施設ではフルタイム勤務職員の正規職員化に努めます。一方、民間施設については、処遇改善加算をはじめとする財源の確保を促進し、処遇改善による人材確保につなげていきます。

さらに、勤務時間内で子どもに直接かかわっていない時間、いわゆる「ノンコンタクトタイム」における事務作業などの効率化を図るためのICT技術の導入や、補助スタッフの配置を通じた業務負担の軽減に加え、非常勤職員や短時間勤務者など、多様な働き方への支援を進め、働きやすい環境整備を推進します。

また、公立・私立を問わず、国が進める「働き方改革」の一環として「同一労働同一賃金」の実現を目指し、就学前教育・保育の現場で勤務する全職員について、職務・役割と賃金の関係が明確なキャリアパスの形成に取り組んでいきます。

3 公立・民間の協働による研修・研究の推進

(1) 前提条件

本市では、平成 22 年度から、保育所職員の研修を目的とした「三豊市就学前教育・保育推進研修事業」を開始し、平成 24 年度からは幼稚園教諭も加わり、現在まで継続されています。

(2) 推進方策

児童福祉法による保育の実施主体は市町村であり、民間保育所は市がその委託をしている、幼稚園（認定こども園）についても市が幼児教育の推進主体である、といった教育・保育行政の基本に立ち、公立・民間の垣根を越えた就学前教育・保育施設職員の研修・研究を推進・充実していきます。

具体的な手法の 1 つとして、三豊市の就学前教育・保育に携わるすべての職員が、三豊保育研究会・三豊市幼稚園研究会が平成 25 年に作成した「三豊子育ての道しるべ “ななつのたから”」を手がかりとして、これまで三豊市で培われてきた就学前教育・保育を学ぶことで、公立・民間や施設形態、経験年数を問わず、教育・保育をより良いものにするための情報や意見の交換、意識の共有を図り、三豊らしい就学前教育・保育を継承・発展させていくための新しい“ななつのたから”の作成・推進をめざします。

また、三豊市ならではの就学前教育・保育を確立するため、本市の子どもたちに関わるすべての大人が、基本方針である「子ども自身にとって最善の教育・保育を推進する」ことを常に念頭におき、官民連携の上、教育・保育の質の向上のための体制を強化し、推進していきます。

さらに、不適切保育を未然に防ぎ、子どもにとって安全で安心できる環境を提供するため、すべての就学前教育・保育施設での連携した研修体制を推進していきます。

参考資料

三豊市就学前教育・保育検討委員会設置条例

（設置）

第1条 三豊市における就学前教育及び保育のあり方等について調査研究するため、三豊市就学前教育・保育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- （1） 就学前教育及び保育に関する計画を策定すること。
- （2） その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 保育所長の代表
- （3） 幼稚園長の代表
- （4） 小学校長の代表
- （5） 私立保育施設運営者の代表
- （6） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （7） 保育所の保護者の代表
- （8） 幼稚園の保護者の代表
- （9） 主任児童委員の代表
- （10） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務を完了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開する。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により議事を非公開とすることができる。

5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴

くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第7条 検討委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

（庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。（以下、略）

三豊市就学前教育・保育検討委員会委員名簿

	区 分	氏 名	所 属 等	備 考
1	学識経験者	松井 剛太	香川大学教育学部准教授	委員長
2		常田 美穂	香川大学学生支援センター・香川子ども子育て研究所 (NPO 法人わははネット)	副委員長
3	保育所長の代表	藤田 佐枝	三豊保育研究会会長 (山本保育所長)	
4	幼稚園長の代表	松岡 瑞穂	三豊市幼稚園長会会長 (山本幼稚園長)	
5	小学校長の代表	野田 和也	三豊市立小中学校長会副会長 (曾保小学校長)	
6	私立保育施設運営者の代表	田井 清	NPO 法人チャイルドハウスみとよ理事長 (小規模保育園ひまわり)	
7	子ども・子育て支援事業に従事する者	白川 久美子	香川県保育協議会保育士部会部長 (幼保連携型認定こども園スマはぴ丘の上 station 園長)	
8	保育所保護者の代表	山本 明代	財田こども園保護者会会長	
9	幼稚園保護者の代表	白川 朋果	山本幼稚園 PTA 会長	
10	主任児童委員の代表	藤根 直身	三豊市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員代表	

